



水戸基署発0417第2号
令和2年4月17日

建設業の事業者団体の長 殿

水戸労働基準監督署長



労働災害防止並びに新型コロナウイルス感染症の大規模な
感染の拡大防止に向けた取り組みについて(要請)

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和元年(1月～12月)の建設業の労働災害は、休業4日以上の死傷者数が81人となり、対前年比12.5%の増加となりました。一方、死亡災害は、昨年9月から12月にかけて発生し、4人の方が亡くなり、たいへん憂慮すべき状況となっております。死亡災害の内容をみると、建設機械に関する死亡災害が3件で接触防止の対策が不十分、足場の作業床端からの墜落によるものが1件で手すり等の取り付けなど墜落防止対策が不十分であったために発生しています。

労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令で定められた措置(対策)を確実に現場において実施することが必要です。

労働災害の中には、労働者の不注意や不安全行動等に起因する災害も少なくありません。これは、労働者が危険に対して感受性が弱く(鈍く)なっていると感じられるものも見受けられます。このような災害について、労働者の意識を高め、労働災害を防止する取組の一つとして「指差呼称」は、その有効性が認められており、当署では昨年度から「指差呼称運動」を推進しています。今年度におきましても引き続きこの取り組みを継続します。

また、昨年は台風19号による水害等の甚大な被害が発生し、現在、災害復旧工事が盛んに行われ、労働災害の増加が懸念されるところです。このようなことから、各現場におけるより一層の労働災害防止の取り組みが求められています。

新型コロナウイルス感染症は、昨年の末頃から世界中に感染が拡大し、猛威を振るっているところです。このような状況から、政府は4月16日、新型コロナウイルス感染が拡大し蔓延する恐れがあるため、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の区域を、東京都や大阪府など一部の地域から全都道府県に拡大しました。期間は5月6日までとなっており、特に、茨城県は「特定警戒都道府県」に指定されました。感染防止に向け、国民一丸となって感染予防対策に取り組むことが求められています。

皆様におかれましては、感染拡大防止に向け、不要不急の外出の自粛や会議等を行う場合は、密閉・密集・密接(3つの密)を可能な限り回避していただくようお願いいたします。

す。

つきましては、建設業における労働災害防止と新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、労使一体となった取り組みをお願いいたします。

併せて、貴団体傘下の事業場に対し、取り組みの周知について特段のご配慮をお願いいたします。

担当 水戸労働基準監督署
安全衛生課
電話 029-277-7916

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



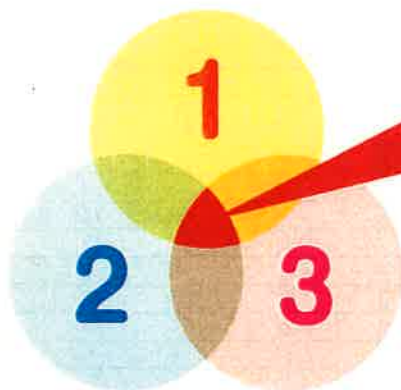
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

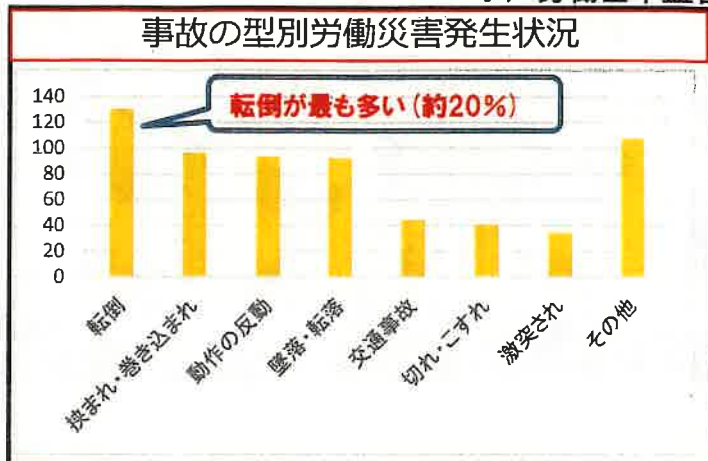


令和元年 労働災害発生状況(確定値)

(休業4日以上)の死傷者数

水戸労働基準監督署

業種		元年		30年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		43		52		-9
	木材・木製品	1	9	10	1	-1	
	化学工業		11	12		-1	
	金属製品		20	25		-5	
	一般・電気・輸送用機械		20	19		1	
	その他		37	26		11	
	小計	1	140	144	1	-4	
建設業	土木工事	1	20	11	1	9	
	建築工事(木造除く)		36	1	30	-1	6
	木造建築工事	1	10	6	1	4	
	その他の工事	2	15	1	25	1	-10
小計	4	81	2	72	2	9	
陸上貨物運送事業		69	1	71	-1	-2	
畜産業		7		12		-5	
小売業		77	1	90	-1	-13	
社会福祉施設		44		77		-33	
飲食店		27		38		-11	
その他		191	1	217	-1	-26	
計		5	636	5	721	0	-85



新型コロナウイルス感染防止のお願い

「密」を避けて行動しましょう！特に

- ①換気の悪い**密閉空間**
- ②多数の人が集まる**密集場所**
- ③至近距離で会話するなど**密接接触**

密集



これらの3つの「密」が重ならないようにしましょう！

対前年比12%減少

年齢別

年齢別	件数	率(%)
～19歳	13	2.0%
20～29歳	70	11.0%
30～39歳	92	14.5%
40～49歳	(2) 131	20.6%
50～59歳	153	24.1%
60歳～	(3) 177	27.8%

月別

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
元年	46	52	49	43	43	(1) 52	58	68	(1) 55	(2) 61	(1) 45	64	(5) 636

高齢者の災害が多い

規模別

事故の型別

業種	規模	規模別				事故の型別										合計
		九人	四九〇人	一五〇人	一〇〇人	墜落・転落	転倒	激突され	巻き込まれ	こすれ	交通事故	動作の反動	その他			
製造業	食料品	10	19	7	7		2	7		8	14		5	7	43	
	木材・木製品	7	2						1	1	(1) 2		2	3	(1) 9	
	化学工業	1	2	4	4		1	2		5	1	1		1	11	
	金属製品	4	11	4	1			2	2	10	2		3	1	20	
	一般・電気・輸送用機械		5	5	10		2	5	1	1	1		6	4	20	
	その他	3	27	4	3		4	3	2	15	3	1	5	4	37	
	小計	25	66	24	25		9	19	6	40	(1) 23	2	21	20	(1) 140	
建設業	土木工事	12	8				2	2	(1) 2	2		2	6	(1) 20		
	建築工事(木造除く)	24	9	2	1		9	4	3	10	1	2	7	(1) 36		
	木造建築工事	8	1	1			5			1	1	2	(1) 1	(1) 10		
	その他の工事	9	5	1	(1)	(1)	4	1	(1)	5	(1) 5		3	(2) 15		
小計	53	23	4	1	(1)	20	7	(1) 5	(1) 22	2	2	6	(1) 17	(4) 81		
陸上貨物運送事業	7	37	19	6		24	9	6	7		4	6	13	69		
畜産業	1	4				2		2	1				2	7		
小売業	9	29	19	20		7	24	4	4	5	9	16	8	77		
社会福祉施設	3	21	15	5		2	14	2	2		2	16	6	44		
飲食店	7	18	1	1			10		1	6	1		9	27		
その他	26	63	33	69		30	45	9	19	4	24	28	32	191		
計	131	261	115	129	(1)	92	130	(1) 34	(1) 96	(1) 40	44	93	(1) 107	(5) 636		

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

令和元年 建設業の死亡災害事例

水戸労働基準監督署

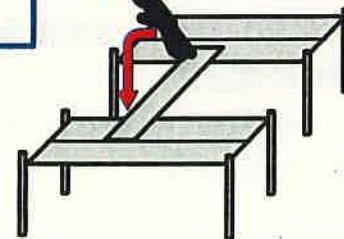
番号	発生月	職種等	事故の型 起因物	発生状況
1	9月	土工 40歳代	はさまれ・巻き 込まれ ドラグショベル (建設機械)	建設現場で、トラックのタイヤが埋まって動けなくなり、ドラグショベルのバケットにワイヤーロープを取付けて、トラックをけん引した。被災者はバケットに取付けたワイヤーロープを外したところ、ドラグショベルの運転者が誤って操作レバーに触れたため、バケットとトラックの間にはさまれた。
2	10月	ダクト工 60歳代	墜落・転落 作業床	工場内の設備工事現場において、設置された手すり等のない高さ3.26mの棚足場上で作業を行っていた。被災者は、棚足場間に架け渡された足場板上を通行しようとしたところ、棚足場の端部から墜落した。
3	10月	解体工 40歳代	飛来・落下 解体用つかみ機 (建設機械)	木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱（T形鋼）を、解体用つかみ機を使って引き抜く作業を行っていた。支柱が引き抜けた時につかみ機から外れ、つかみ機の前方にいた被災者の方へ支柱が飛来し、首に当たった。
4	11月	土工 70歳代	激突され ドラグショベル (建設機械)	緑地公園建設工事において、ダンプ等が通行するための作業道に砕石を敷く作業を行っていた。被災者は、じょれん（鍬のようなもの）を手にとって敷き均しを行っていたところ、後退してきたドラグショベルのクローラにひかれた。

バケットが動いてトラックとの間にはさまれた



番号1 (イメージ図)

棚足場の端部より墜落



番号2 (イメージ図)



番号3 (イメージ図)



番号4 (イメージ図)



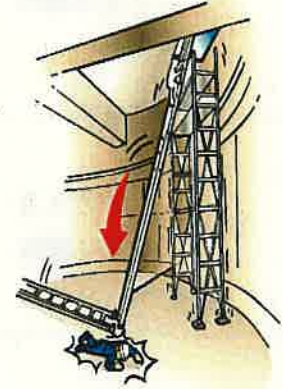
建設業の労働災害を防止しましょう！

水戸労働基準監督署

労働災害の内容を見ると、基本的な災害防止対策が不十分であったために発生しているものが見られます。このため、以下の災害防止対策が講じられているか、現場の状況を点検してください。

1 墜落・転落災害の防止

- (1) **高さ2m以上**の高所で作業を行う場合は、**作業床（足場）**を設置し、**手すり、中さん**を取り付けましょう。足場の設置が困難な場合は、**親綱を張って安全帯(墜落制止用器具)**を使用しましょう。
- (2) 開口部には、**覆いや囲い**を設置しましょう。
- (3) はしごを使用する場合は、**固定して転倒を防止**しましょう。
- (4) スレート屋根上で作業する場合は踏み抜き防止のため、歩み板（30cm以上）を設け、墜落防止のネットを張りましょう。
- (5) 保護帽（ヘルメット）を着用し、あごひもをしっかり締め、安全帯(墜落制止用器具)のフックは必ず使用しましょう。



《足場の組立てなどの作業には、特別教育が必要です。また、安全帯が「墜落制止用器具」に変わり、**高さが2m以上の箇所**で、**作業床を設置することが困難なところ**で、**フルハーネス型のものを使用する作業**は、**特別教育**が必要になりました。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。》

2 建設機械災害の防止

- (1) **有資格者（技能講習修了者等）**に建設機械（ドラグ・ショベル等）の運転を行わせましょう。（**無資格就業の禁止**）
- (2) 柵などを設置し、**旋回範囲内の立入り禁止**を徹底させましょう。**旋回範囲に立ち入る場合は、誘導員を置きましょう。**
- (3) クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げを行う場合は、小型移動式クレーンの有資格者に操作させクレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。（**用途外使用の禁止**）
- (4) クレーン作業を行う場合は、玉掛け用具（ワイヤーロープやフックなど）の作業開始前点検を実施しましょう。



3 土砂崩壊災害の防止

- (1) 掘削作業を行う前に、掘削箇所周辺の地山の状況や埋設物の有無の調査を行いましょう。
- (2) この調査結果をもとに、作業計画を立てましょう。
- (3) 地山の土質に応じて、土止め支保工を設置し土砂崩壊を防止しましょう。上下水道工事の掘削作業では、安全に施工できる土止め先行工法を採用しましょう。地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者を選任し、職務を励行させましょう。



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 咳エチケットの徹底について	
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 手洗い等の徹底について	
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) その他の対策について	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2	クラスターの発生防止のための対策	
	(1) 基本的な対策	
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版